年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

BV令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00134
　　イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00155

BV令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00329
　　イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00364

BV令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00463
　　イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00491

BWn　n年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等（宅地耐震化推進事業（特別分）及び盛土緊急対策事業（特別分）に限る。）に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの並びに令和４年度及び令和５年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

BX令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00345
　　イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00375

BX令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00474
　　イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00499

BY令4　脱炭素化事業（病院事業並びに上水道及び簡易水道事業に係るものを除く。）に係る経費に充てるため令和４年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち公営企業債の額に相当する額

BZ令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00297
　　イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00307

γ　当該市町村の財政力指数に-0.50を乗じて得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と0.70との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300に満たないときは0.300とし、0.500を超えるとき

年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

BV令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00134
　　イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00155

BV令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00329
　　イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00364

BWn　n年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等（宅地耐震化推進事業（特別分）及び盛土緊急対策事業（特別分）に限る。）に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの及び令和4年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

BX令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00345
　　イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00375

BYn　脱炭素化事業（病院事業並びに上水道及び簡易水道事業に係るものを除く。）に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち公営企業債の額に相当する額

BZ令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00297
　　イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00307

γ　当該市町村の財政力指数（当該市町村に係る基準財政収入額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）を基準財政需要額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）で除して得た数値（小数点以下２位未満の端数があるとき